

令和6年度 給与支払報告書 作成の手引き

- I 給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出方法 《1ページ》
- II 給与支払報告書(個人別明細書)の記入について 《3ページ》
- III 給与支払報告書(総括表)の記入について 《5ページ》
 - 1 一般の総括表
 - 2 八王子市独自の総括表
 - 3 普通徴収切替理由書 兼 仕切紙 (普徴徴収の方がいる場合)
- IV 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について (退職・転勤等のあった場合) 《8ページ》
- V その他お知らせする事項 《9ページ》

八王子市財政部住民税課

【問い合わせ】

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7354(直通)

ホームページ：<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

I 給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出方法

提出期限

令和6年1月31日(水) ※期限厳守願います

提出期限を過ぎた場合・・・

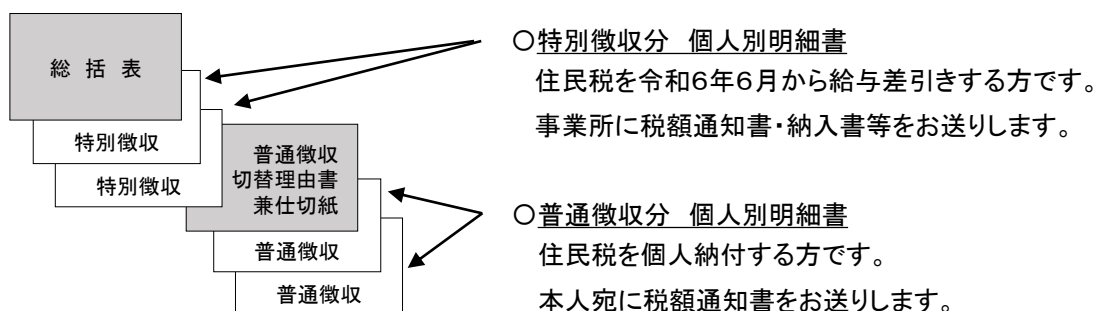
- 6月からの特別徴収開始に間に合わない場合があります。
- 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の金額や医療費の自己負担割合の算定に影響が出る場合があります。
- 前年と納付方法が変わってしまう場合があります(例年、特別徴収だった方が普通徴収となってしまう等)。

提出書類

- 1 給与支払報告書(総括表)
- 2 給与支払報告書(個人別明細書)
- 3 普通徴収切替理由書 兼 仕切紙 [普通徴収とする場合のみ]

※給与支払報告書を提出後、特別徴収で報告した従業員が、退職・休職をした場合は、「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をすみやかに提出してください。

綴り方



提出の対象範囲

- 令和6年1月1日時点で給与の支払いを受ける方
- 令和5年中に給与の支払いがあり、退職をした方

提出先

受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市区町村

本市への提出方法

- 電子申告(eLTAX)または光ディスク(詳しくは9ページをご覧ください)
- 郵送、住民税課窓口(八王子市役所本庁舎2階1番窓口)・市役所各事務所(斎場霊園事務所除く)での提出

用紙について

提出書類は、市役所住民税課・市民部各事務所(斎場霊園事務所除く)・八王子税務署で11月頃から配布します。

また、本市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

○「八王子市のトップページ」→「くらしの情報」→「税金」→「市・都民税(特別徴収含む)」
→「給与所得等に係る特別徴収に関する各種届出書等について(書式ダウンロード)」



提出に際してのお願い

特別徴収の徹底

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業主については、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。

そのため特別徴収での提出へのご協力をお願いいたします。

普通徴収とできる要件

下記のいずれかに該当する方のみ普通徴収とすることができます。

該当しない方は、原則、特別徴収となりますのでご理解とご協力をお願いします。

普A	総従業員数が2人以下（下記「普B」～「普F」に該当し普通徴収とする全ての従業員（他市区町村分を含む）を差し引いた人数）
普B	他の事業所で特別徴収（乙・丙欄該当者など）
普C	給与が少なく税額が引けない（年間給与支払額が100万円以下）
普D	給与の支払いが不定期
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者または退職予定者（5月末日まで）及び休職者 ※休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払いを受けていない場合に限りです。 ⇒退職者・退職予定者の方については退職年月日を給与支払報告書に記入してください。

普通徴収とする場合の提出方法

普通徴収とする場合、下記事項の厳守をお願いします。**漏れのある場合は、原則、特別徴収となります**のでご注意ください。

○「普通徴収切替理由書 兼 仕切紙」の使用

理由毎に人数を記入し、P1を参考に正しい位置に綴って提出をしてください。

○個人別明細書の摘要欄への理由の記入（「普A」～「普F」）

P3～P4を参考に該当する理由（符号）を記入してください。

退職者の給与支払報告書のご提出

地方税法上、年の途中で退職した方のうち給与支払金額が30万円以下の場合は、提出義務はありませんが、正しい年間収入額を確認するため、支払金額の多少に関わらずご提出をお願いします。

II 給与支払報告書(個人別明細書)の記入について

記入例

(ア)
(イ)
⑥

給与支払報告書(個人別明細書)

(オ)

(ケ)

(コ)

(シ)

※										※種 別					※整 理 番 号					※									
※区分															(受給者番号)														
(ア) 支払を受ける者 (イ) 住所 八王子市元本郷町三丁目24番1号															(個人番号)					① 123456789012									
															(役職名)														
															氏 名					(フリガナ)					② ハチオウジ タロウ				
種 別					支 払 金 額					給与所得控除後の金額(調整控除後)					所得控除の額の合計額					源泉徴収税額									
給料・賞与					5,000,000					3,560,000					2,690,000					44,400									
(源泉)控除対象配偶者の有無等					配偶者(特別)控除の額					控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)					16歳未満扶養親族の数					障害者の数(本人を除く。)					非居住者である親族の数				
有 従有					380,000					特 定 老 人 其 他					人 人 人					特 別 其 他					人 人 人				
社会保険料等の金額					生命保険料の控除額					地震保険料の控除額					住宅借入金等特別控除の額														
500,000					120,000																								
(摘要)																													
前の勤務先 八王子市××町 ○○商事 R5.2.1退職 給与総額1,200,000 社会保険料142,200 源泉徴収税額16,800 普A(普通徴収の場合)																													
生命保険料の金額の内訳					新生命保険料の金額					旧生命保険料の金額					介護医療保険料の金額					新個人年金保険料の金額					旧個人年金保険料の金額				
					180,000					36,000										120,000									
住宅借入金等特別控除の額の計算					住宅借入金等特別控除適用数					居住開始年月日(1回目)					住宅借入金等特別控除区分(1回目)					住宅借入金等特別控除区分(2回目)					住宅借入金等年末残高(2回目)				
(源泉・特別)控除対象配偶者					(フリガナ)					氏 名					配偶者の合計所得					国民年金保険料等の金額					旧長期損害保険料の金額				
					ハチオウジ ハナコ					200,000																			
配偶者					個人番号					234567890123					基礎控除の額					所得金額調整控除額									
					ハチオウジ イチロウ					1					ハチオウジ ジロウ					5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号									
1					ハ王子 一郎					1					ハ王子 二郎														
2					ハチオウジ カズオ					2																			
3					ハ王子 和夫					3																			
4					456789012345					4																			
5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号																													
未 成 年 者					外 国 人					死 亡 退 職 者					災 害 者					乙 本人が障害者その他					ひ 親と生 勤 労 務				
中途就・退職					就職					退職					年 月 日					受給者生年月日									
○															5 4 1					昭和 42 5 1									
支 払 者					個人番号又は法人番号					④ 1234567891234					(支払者の法人番号13桁、個人事業主の場合は個人番号12桁を記載してください。)														
					住所(居所)又は所在地					八王子市元本郷町3-24-1																			
					氏名又は名称					八王子 株式会社					(電話)					042-620-00XX									

記入方法の詳細は、国税庁作成の「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

国税庁 法定調書 手引き



記入上の注意

項目		注意事項
(ア)	支払を受ける者の住所	○令和6年1月1日現在(退職者は退職日時点)の住民登録地または生活の本拠地を記入してください。
(イ)	年 度	○令和6年度形式(⑥)となっていることを確認してください。
(ウ)	16歳未満の扶養親族の数	○16歳未満の扶養親族の人数を記入してください。
(エ)	住宅借入金等特別控除の額	○住宅借入金等特別控除を受ける方は忘れずに記入してください。 ○特定取得等に該当する場合、住宅借入金等特別控除区分に該当区分を記入してください。
(オ)	住宅借入金等特別控除可能額	
(カ)	住宅借入金等年末残高	
(キ)	住宅借入金等特別控除区分	
(ク)	摘 要 欄	○普通徴収の方 P2を参考に「普A」～「普F」の理由(符号)を記入してください。 ○青色専従者の方 「青専」と記入してください。 ○前職分を含めて年末調整をした方 記入例を参考に「前職分の支払者の所在地・名称」「支払金額」「社会保険料」「源泉徴収税額」「退職年月日」を記入してください。 ○海外赴任をしている方 「出国先国名」「出国期間」を記入してください。 ○乙・丙欄該当者、事業専従者で特別徴収の方 「特別徴収希望」と記入してください。 ○ 同一生計配偶者がいる方 「同配(配偶者氏名)」と記入してください。
(ケ)	(源泉・特別)控除対象配偶者	○対象となる方の氏名・個人番号を記入してください。
(コ)	控除対象扶養親族	○(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族で記入する場所が違うので注意してください。
(サ)	16歳未満の扶養親族	
(シ)	中途就・退職	○年の途中で就職または退職した方は日付を記入してください。

記入が漏れやすい事項

項目		項目	
①	個人番号	②	氏名・フリガナ
③	生年月日	④	法人番号

Ⅲ 給与支払報告書(総括表)等の記入について

1 一般の総括表

※総括表は一般総括表、八王子市独自の総括表のいずれか1つの提出で結構です。

八王子市独自の総括表をお持ちの方は同総括表での提出にご協力をお願いします。

記入例

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。														
追加 訂正					指定番号 01-1234									
令和 6 年 1 月 23 日提出 八王子市 長殿														
給与の支払期間		令和 5 年 1 月分から 12 月分まで												
(イ) 給与支払者の個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
フリガナ		① ハチオウジカブシキガイシャ												
給与支払者の氏名又は名称		八王子 株式会社												
(ウ) 所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		同上												
フリガナ		② ハチオウジシモトホンゴウチョウ3-24-1												
同上の所在地		〒 192-0051 八王子市元本郷町3-24-1												
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		代表取締役 八王子 一郎												
連絡者の氏名、所属課、係名および電話番号		③ 総務 課 人事課給与 係 氏名 八王子 二郎 (電話 (042)-620-00XX)												
関与税理士等の氏名及び電話番号		〇×会計事務所 氏名 (電話 (042)-620-△△△△)												
		事業種目		サービス業										
		受給者総人員		25 人										
		報告員		特別徴収対象者		8 人				普通徴収対象者(退職者)		2 人		
				普通徴収対象者(退職者を除く)		3 人				報告人員の合計		13 人		
		所轄事務署		八王子 税務署										
		給与の支払方法及びその期日		月給 毎月25日										
		納入書の送付		<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要										

記入上の注意

項目	注意事項
(ア) 追加・訂正	○追加の場合は追加を、訂正の場合は訂正を○で囲んでください。
(イ) 給与支払者の個人番号又は法人番号	○個人番号の記入をする場合は、右詰で記入してください。
(ウ) 所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	○給与所得について源泉徴収している事業主又は事業所が、給与支払者と異なる場合、記入してください。
(エ) 指定番号	○前年の八王子市の特別徴収義務者指定番号を記入してください。
(オ) 受給者総人員	○令和6年1月1日現在、給与を支払っている者の総人員を記入してください。(八王子市外の方を含みます)
(カ) 特別徴収対象者	○八王子市に提出する個人別明細書で、令和6年6月以降の住民税について対象となる人数をそれぞれ記入してください。 ○(カ)、(キ)、(ク)の合計が(ケ)の人数と同じことを確認してください。
(キ) 普徴徴収対象者(退職者)	
(ク) 普徴徴収対象者(退職者を除く)	
(ケ) 報告人員の合計	

記入が漏れやすい事項

項目	項目
① 給与支払者の氏名又は名称(フリガナ)	② 同上の所在地(フリガナ)
③ 連絡者の氏名、所属課、係名および電話番号	

2 八王子市独自の総括表 ※八王子市独自の総括表は、給与支払報告書を紙媒体で、令和5年1月末日までに提出していただいた事業所に11月中旬ごろに発送しております。

記入例

令和6年度 給与支払報告書（総括表）		令和6年1月31日までに提出してください。	
(ア) 追加・訂正	令和 年 月 日 提出 八王子市長 殿	11 指定番号 01-1234	種別
1 給与支払者の法人番号又は個人番号	1234567891234	●質問項目 必ずお答えください。 回答がない場合、原則含んでいないと判断し課税します。 ・他社分給与(前職分等)を含んでいる人はいませんか? 1 いる 2 いない (「いる」の場合のみ) ・その金額と会社名を摘要欄に記載して下さい。	
2 給与支払者郵便番号	〒192-0051		
3 給与支払者所在地(送付先住所)	八王子市元本郷町3-24-1	八王子市 提出 (エ)	
4 (フリガナ) 給与支払者称(氏名)	ハチオウジ イチロウ ショウテン ハチオウジ カブシキガイシャ 八王子 一郎 商店 殿 八王子株式会社		
5 代表者の職氏名	代表取締役 八王子 一郎	10 八王子市報告人員	特別徴収(給与から差引) 8 人 普通徴収(個人納付) 5 人 合計 13 人 (オ) (カ) (キ)
(イ) 連絡者の氏名並びにTEL	総務 課 人事課給与 係 氏名 八王子 花子 TEL 042-620-〇〇××	7 会計事務所 〇×会計事務所 TEL (042)-620-△△△△	8 特別徴収するか 納 入 書 必要 不要 ○
(ウ) 該当の場合のみ☑を記入	<input type="checkbox"/> ※個人事業主の変更 (令和 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> ※法人成りまたは個人成り (令和5年6月1日) <input type="checkbox"/> ※合併した(された)場合 (令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 会社解散・閉鎖した場合 (令和 年 月 日)	※に該当する場合は、別途、所在地名称変更届出書を提出してください。	

記入上の注意

項目	注意事項
印字内容	○変更、誤りがある場合は、朱書きで訂正してください。
(ア) 追加・訂正	○追加の場合は追加を、訂正の場合は訂正を○で囲んでください。
(イ) 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	○内容について問い合わせをさせていただく場合がありますので、担当者名と連絡先を記入してください。
(ウ) 該当の場合のみ☑を記入	○各項目に該当する場合は記入をお願いします。該当する場合は「所在地名称変更届出書」の提出も併せてお願いします。 用紙は裏表紙記入のホームページからダウンロードをしてください。
(エ) 質問項目	○個人別明細書の収入に自社以外の給与分を含めて年末調整を行っている場合は、「いる」に○を付けてください。 ○含んでいる場合はP3～P4を参考に、摘要欄に必要事項を記入してください。記入のない場合は他社分給与を含まない金額として処理をします。
(オ) 特別徴収(給与から差引)	○八王子市に提出する個人別明細書で、令和6年6月以降の住民税について対象となる人数をそれぞれ記入してください。
(カ) 普徴徴収(個人納付)	○(オ)、(カ)の合計が(キ)の人数と同じことを確認してください。
(キ) 合計	

3 普通徴収切替理由書 兼 仕切紙（普徴徴収の方がいる場合）

- 普通徴収とする方がいる場合は、「普通徴収切替理由書 兼 仕切紙」の提出が必要となります。
 - P2の「普通徴収とできる要件」、「普通徴収とする場合の提出方法」を確認のうえ、ご提出をお願いします。
- 普通徴収となる要件に該当しない方、提出方法に漏れがある場合は、原則、特別徴収となります。**

記入例

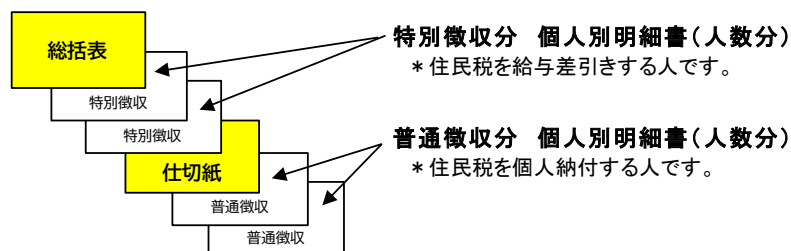
普通徴収切替理由書 兼 仕切紙

この用紙の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

符号	普通徴収切替理由	人数
普 A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む) 従業員数を差し引いた人数)	人
普 B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)	1人
普 C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支払額が100万円以下)	人
普 D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	1人
普 E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普 F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者 ※休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。	3人
合 計		5人

(切り取ってお送りください。)

《提出時の綴り方》



《個人別明細書記載例(普通徴収該当者)》

従業員(控除対象者)		配偶者(特別徴収対象者)		控除対象世帯員(1)	
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
普 A					

給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に符号を記入してください。
* 記入のない場合、原則、特別徴収となります。

普A

IV 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について (退職・転勤等があった場合)

提出しなければならない場合

- 八王子市に給与支払報告書を提出した後、退職・転勤等により、給与の支払いを受けなくなった者が生じたとき。
- 転勤・再就職等により新たな勤務先で、引き続き特別徴収の取り扱いを希望する者が生じたとき。
- 上記のほか、月割額の徴収ができない者が生じたときや各種異動が生じたとき。

提出期限

提出しなければならない場合が生じた日	提出期限	通知への反映
4月1日まで	4月15日(月)	5月発送分
4月2日以降	異動が発生した月の翌月の10日まで	6月発送分以降※

※4月2日以降の異動においても、4月15日までにご提出いただいた場合は5月発送分の通知への反映を行いますので、4月15日までの提出にご協力をお願いします。

※4月15日を過ぎて提出をされた場合は、在籍していない方の令和6年度給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額通知書が届くこととなりますので、提出期限までに提出してください。

提出先

令和5年度	令和6年度	異動届出書の提出先
特別徴収している 市区町村	給与支払報告書を 提出した市区町村	
八王子市		令和5・6年度分とも ⇒ 『八王子市』 (異動届出書は1枚のみで可)
八王子市	他市区町村	令和5年度分 ⇒ 『八王子市』 ----- 令和6年度分 ⇒ 他市区町村
他市区町村	八王子市	令和5年度分 ⇒ 他市区町村 ----- 令和6年度分 ⇒ 『八王子市』

一括徴収の義務について

令和6年1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額があるとき。



この場合、令和5年度の未徴収税額を一括徴収する義務があります。

(地方税法第321条の5第2項但し書き)

令和6年6月1日から12月31日までの間に退職等(特に海外出国)により、特別徴収ができなくなったとき。



この場合、令和6年度の未徴収税額の一括徴収にご協力願います。

V その他お知らせする事項

納期の特例制度について

毎月納入する特別徴収税額(年12回)を年2回(前期・後期)で納入することができる制度です。

ただし、この制度を利用できる事業所は、**給与の支払いを受けるもの(パート・アルバイトを含む)が常に10人未満の事業所に限られ、市区町村長の承認を受けることが必要**です。

承認された場合、前期分は6月から11月まで毎月給与所得者から徴収する税額を12月10日までに、後期分は12月から翌年5月まで毎月給与所得者から徴収する税額を翌年6月10日までに、それぞれ納入することになります。

※納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

個人住民税のeLTAX(エルタックス)による電子申告について

個人住民税(給与支払報告書の提出等)について、eLTAXによる電子申告受付を行っています。

★eLTAXとは…給与支払報告書や異動届出書など、個人住民税に係る諸手続きを自宅やオフィスからインターネット経由で行うことができ、複数の地方公共団体(eLTAX参加団体)や税務署への申告・届出等をまとめて行えます。詳しい内容や手続き等については、eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。



※令和4年中に税務署へ提出すべきであった源泉徴収票の枚数(訂正分を含む)が100枚以上の事業所については、令和6年度の提出にあたり、電子データによる提出が義務付けられています。電子データによる提出が義務化の事業所で、事情により電子データでの提出ができない場合、事前に住民税課特別徴収担当(直通:042-620-7354)へご連絡ください。

※CD-R等の光ディスクによる、電子データでの提出も受け付けています。

詳細は、市ホームページで確認いただけます。

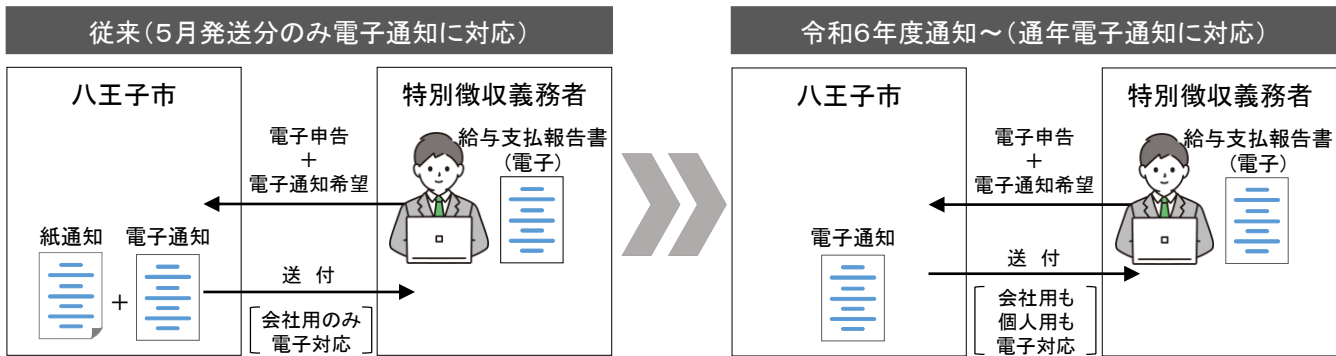
eLTAXで提出される方へのお願いと注意事項

- 普通徴収を希望する場合は、普通徴収欄に「1」と入力し、摘要欄に普通徴収とする理由を符号(「普A」～「普F」)で記入してください。
- 作成データに、乙欄該当者又は専従者で特別徴収を希望される方(乙欄に「1」又は専従者に「1」で普通徴収欄に「0」で入力)が含まれる場合、該当者の個人別明細書の摘要欄に特別徴収希望の旨を記入してください。
- 個人別明細書に訂正・追加・取消があった方のデータを送信する場合は、追加・訂正・取消が生じた方ののみ(差分)のデータを追加・訂正・取消表示をして送信してください。
- 1つの納税者IDで複数の指定番号を使い分けることはできません。事前に複数の納税者IDを取得していただくようお願いします。

※複数の納税者IDの取得が難しい場合は、事前に住民税課特別徴収担当へご連絡ください。

eLTAXによる通知の電子化について(令和6年度通知(令和6年5月発送分)から)

- 税額通知書(個人用)の電子通知を開始します。
- 電子通知の送付を通年行います。
5月発送分のみ電子通知の送付を行っていましたが、通年、電子通知の送付を行います。
- 電子通知を希望した場合、電子通知のみの発送とします。
電子通知を送付する際、紙通知も併せて送付していましたが、**会社用・個人用ともに電子通知のみとなります。**
- 電子通知の希望はeLTAXから給与支払報告書を提出する際に、会社用・個人用をそれぞれ選択できます。
詳しい内容や手続きについては、eLTAXホームページをご覧ください。
- 給与支払報告書の提出後に、税額通知の受取方法を変更したい場合は、「税額通知受取方法変更届出書」の提出をお願いします。詳しい内容や用紙については、裏表紙記入の本市ホームページから確認をしてください。



※電子通知を希望しない事業所には従来通り、紙の通知を送付します。

【事業主の皆さまへ】

所得税の源泉徴収義務がある給与の支払者は、特別徴収義務者として、従業員の個人住民税を特別徴収で納入することが法律等で義務付けられていることから

東京都と都内全62市区町村では、平成29年度より、原則として全ての事業主の方を特別徴収義務者として指定し、制度の徹底を行っております。

特別徴収制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

※一定の要件に該当する場合は、普通徴収(個人納付)が認められます。

この要件については、P2「提出に際してのお願い」及びP7に掲載した「普通徴収切替理由書 兼 仕切紙」を参照してください。

=====

地方税法第317条の6の規定により、前年1月1日から12月31日までの間、事業所等が給与を支払った場合、支払った事業所は、受給した方が1月1日に居住する市区町村に給与支払報告書を提出していただくこととなっております。



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法の詳細は、国税庁作成の「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

国税庁 法定調書 手引き



他市区町村の様式の異動届出書でも、市区町村長名を変更してご使用いただけます。
また、[本市ホームページ](#)から異動届出書、給与支払報告書(総括表)の様式をダウンロードできます。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

- 「八王子市のトップページ」→「くらしの情報」→「税金」→「市・都民税(特別徴収含む)」
→「給与所得等に係る特別徴収に関する各種届出書等について(書式ダウンロード)」
- 「八王子市のトップページ」→「オンラインサービス・申請書ダウンロード」
→「給与所得等に係る特別徴収に関する各種届出書等について(書式ダウンロード)」

